

## 兵庫県立芦屋国際中等教育学校PTA規約の改正について(案)

### 1. 「第2章組織・第3章役員及び委員等の改正」について

(※改正部分は太字・波下線で表記)

■改正理由 役員 の定義を明確にし、活動をより潤滑に進めるため

#### ◆条項の追加

第8条を次のように改める。

第8条 本会の役員は下記の通りとする。

本部役員6名 学年委員24名 顧問(前会長・校長) 総務(教頭・事務長)

第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

第9条 本会の本部役員は下記の通りとする。

会長1名

副会長2名(前期課程1名、後期課程1名) 書記2名 会計1名

#### ◆改正内容

改正前	改正後
<p>第2章 組織 〈会員〉</p> <p>第4条 (略) 〈機関〉</p> <p>第5条 本会に次の機関を置く。 (1) 総会 (2) 運営委員会 (3) 役員会 (4) 学年委員会 (5) 広報委員会 (6) 研修委員会 (7) 予算委員会 (8) 役員選考委員会 〈総会〉</p> <p>第6条 定例総会は本会の最高決議機関であり、毎年1回開催し、役員・会計監査の決定の承認を得るとともに予算及び決算、その他重要事項を審議する 2 (略) 3 (略) 4 (略) 5 (略) 〈運営委員会・役員会・各委員会〉</p> <p>第7条 運営委員会は、役員及び学級委員をもって構成し、年6回程度開催する。 運営委員会は総会に次ぐ決議機関とし、必要に応じて細則、規定の改廃・制定を定員の過半数の承諾をもって行うことができる。 2 役員会は、役員をもって構成し、年6回程度開催する。ただし、役員会には必要に応じて学年委員長・広報委員長・研修委員</p>	<p>第2章 組織 〈会員〉</p> <p>第4条 (略) 〈機関〉</p> <p>第5条 本会に次の機関を置く。 (1) 総会 (2) 運営委員会 (3) <b>本部役員会</b> (4) 学年委員会 (5) 広報委員会 (6) <b>文化委員会</b> (7) 予算委員会 (8) <b>本部役員選考委員会</b> 〈総会〉</p> <p>第6条 定例総会は本会の最高決議機関であり、毎年1回開催し、<b>本部役員・顧問・総務及び</b>会計監査の決定の承認を得るとともに予算及び決算、その他重要事項を審議する 2 (略) 3 (略) 4 (略) 5 (略) 〈運営委員会・<b>本部役員会</b>・各委員会〉</p> <p>第7条 運営委員会は、<b>本部役員、顧問、総務及び</b>学年委員をもって構成し、年6回程度開催する。 運営委員会は総会に次ぐ決議機関とし、必要に応じて細則、規定の改廃・制定を定員の過半数の承諾をもって行うことができる。 2 <b>本部役員会</b>は、<b>本部役員</b>をもって構成し、年6回程度開催する。ただし、<b>本部役</b></p>

<p>長が出席するものとする。</p> <p>3 学年委員会は、各学年ごとに設置し、各学年の学級委員で構成する。</p> <p>4 広報委員会は、学級委員からなる広報委員で構成する。</p> <p>5 研修委員会は、学級委員からなる研修委員で構成する。</p> <p>6 予算委員会は、役員及び各委員会委員長をもって構成する。</p> <p>7 役員選考委員会は、学級委員からなる役員選考委員をもって構成する。</p> <p>8 (略)</p>	<p>員会には必要に応じて顧問・総務・各委員会委員長等が出席するものとする。</p> <p>3 学年委員会は、各学年ごとに設置し、各学年の学年委員で構成する。</p> <p>4 広報委員会は、学年委員からなる広報委員で構成する。</p> <p>5 文化委員会は、学年委員からなる文化委員で構成する。</p> <p>6 予算委員会は、本部役員及び総務をもって構成する。ただし、必要に応じて各委員会委員長等が出席するものとする。</p> <p>7 本部役員選考委員会は、学年委員からなる本部役員選考委員をもって構成する。また、必要に応じて本部役員が出席する。</p> <p>8 (略)</p>
<p>第3章 役員及び委員等 〈役員〉</p> <p>第8条 本会の役員は下記の通りとする。 会長1名 副会長2名(前期課程1名、後期課程1名) 書記2名 会計1名 顧問(前会長・校長) 総務(教頭・事務長)</p> <p>〈委員〉</p> <p>第9条 本会の委員は下記の通りとする 学級委員2名 (研修委員1名、広報委員1名) 教職員(若干名)</p> <p>〈会計監査〉</p> <p>第10条 (略)</p> <p>〈役員・学級委員・会計監査の任務〉</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 書記は本会の活動状況を記録し、会員に通知する。PTAホームページの管理をする。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 学級委員は、各学年の懇親会等の企画・運営を行う。</p> <p>6 学級委員のうち研修委員は、PTAの研修会等の企画・運営を行う。 広報委員は、PTA通信の発行による広報活動を行う。</p> <p>7 役員選考委員は、次期役員及び会計監査の選出に係る事務を行う。</p> <p>8 会計監査は、本会の会計の監査にあたり、総会において内容を報告する。 また、役員会に出席することができる。</p>	<p>第3章 役員等 〈役員〉</p> <p>第8条 本会の役員は下記の通りとする。 本部役員6名 学年委員24名 顧問(前会長・校長) 総務(教頭・事務長)</p> <p>〈本部役員〉</p> <p>第9条 本会の本部役員は下記の通りとする。 会長1名 副会長2名(前期課程1名、後期課程1名) 書記2名 会計1名</p> <p>〈委員〉</p> <p>第10条 本会の委員は下記の通りとする 学年委員24名 (文化委員12名、広報委員12名) 教職員(若干名)</p> <p>〈会計監査〉</p> <p>第11条 (略)</p> <p>〈本部役員・学年委員・会計監査の任務〉</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 書記は本会の活動状況を記録し、会員に通知する。PTAホームページの管理をする。(削除)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 学年委員は、各学年の懇親会等の企画・運営を行う。</p> <p>6 学年委員のうち文化委員は、PTAの文化活動等の企画・運営を行う。 広報委員は、PTA通信の発行による広報活動を行う。</p> <p>7 本部役員選考委員は、次期本部役員及び会計監査の選出に係る事務を行う。</p> <p>8 会計監査は、本会の会計の監査にあたり、総会において内容を報告する。</p>

〈役員・会計監査・委員の選出〉

第12条 役員選考委員会は、会員全体に対して、役員への希望調査を実施し役員候補者を役員選考委員会へ推薦する。

2 前項の規定により役員選考委員会に推薦された者の互選により、会長、副会長、書記、会計候補者を選出し、総会において決定する。役員選考委員会委員長は会を総括し、総会において選考経過を報告する。

3 会計監査は、役員経験者の中から役員選考委員会を選出し、総会において承認を得る。

4 学級委員は、学級ごとにそれぞれ選出し、それぞれ広報委員・研修委員を担当する。

5 役員選考委員は、各学年学級委員の中から1名選出する。

〈役員・委員・会計監査の任期〉

第13条 役員・委員・会計監査の任期は、いずれも1年とし、再任を妨げない。

2 役員・委員・会計監査に欠員が生じた場合は、運営委員会に一任する。

また、運営委員会及び本部役員会に出席することができる。

〈本部役員・会計監査・委員の選出〉

第13条 本部役員選考委員は、会員のうち生徒の保護者に対して、本部役員への希望調査を実施し本部役員候補者を本部役員選考委員会へ推薦する。

2 前項の規定により本部役員選考委員会に推薦された者の互選により、会長、副会長、書記、会計候補者を選出し、総会において決定する。本部役員選考委員会委員長は会を総括し、総会において選考経過を報告する。

3 会計監査は、本部役員経験者の中から本部役員選考委員会を選出し、総会において承認を得る。

4 学年委員は学年ごとに4名選出し、4名のうち2名ずつが広報委員・文化委員を担当する。ただし、1年生は学級ごとにそれぞれ2名選出し、それぞれ広報委員・文化委員を担当する。

5 本部役員選考委員は、1年生から5年次生までの各学年委員の中から1名ずつ選出する。

〈本部役員・委員・会計監査の任期〉

第14条 本部役員・委員・会計監査の任期は、いずれも1年とし、再任を妨げない。

2 本部役員・委員・会計監査に欠員が生じた場合は、運営委員会に一任する。

■施行期日 この規約は、令和2年5月15日より施行する。